

## 入間市分別収集計画

目 次

1	計画策定の意義	・・・ 1
2	基本的方向	・・・ 1
3	計画期間	・・・ 1
4	対象品目	・・・ 1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	・・・ 2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	・・・ 3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	・・・ 4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定め る物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	・・・ 5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定め る物の量の見込みの算定方法	・・・ 6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	・・・ 6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	・・・ 7・8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	・・・ 8

# 入 間 市 分 別 収 集 計 画

平成19年6月19日

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設は建設から10年が過ぎており、機械等の点検・整備や施設の修繕等により安全・安心な施設運営管理に取り組んでいる。また、最終処分施設は残余容量が19年分となっており、より延命化を図るための施策を展開しなければならない。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体になって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 生産者、販売業者、消費者の理解と協力を得ながら、容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を推進していく。
- (2) フリーマーケットの開催やリサイクル品の販売を通して、ごみに関する意識の向上を図る。
- (3) 効率的な分別収集、中間処理及び最終処分に係る調査・研究、情報収集・提供を図る。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は平成20年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
容器包装廃棄物	11,697 t	11,716 t	11,728 t	11,728 t	11,728 t
内訳					
金属缶					
スチール缶	392 t	393 t	393 t	393 t	393 t
アルミ缶	260 t	261 t	261 t	261 t	261 t
ガラスびん					
無色ガラス	236 t	237 t	237 t	237 t	237 t
茶色ガラス	256 t	256 t	256 t	256 t	256 t
その他ガラス	735 t	737 t	738 t	738 t	738 t
紙製の容器包装					
飲料用紙パック	312 t	312 t	313 t	313 t	313 t
段ボール	1,595 t	1,598 t	1,600 t	1,600 t	1,600 t
その他の紙製容器包装	2,229 t	2,234 t	2,236 t	2,236 t	2,236 t
プラスチック製の容器包装					
PETボトル	487 t	488 t	488 t	488 t	488 t
白色トレイ	363 t	363 t	364 t	364 t	364 t
その他のプラスチック製容器包装	4,832 t	4,837 t	4,842 t	4,842 t	4,842 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するため、以下の方策を実施する。

### ①廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7に規定された審議会で、一般廃棄物処理基本計画(案)の審議等を通して、今後のごみ処理全般に関し当市の方向性を検討する。その中で、容器包装廃棄物の排出抑制、分別、資源化等を具現化していく。

### ②ごみ減量化等推進協力会

市民、事業者等の各種団体で組織された協力会により、イベント開催時等でのごみ減量化、再利用、再資源化等の実践的な取り組み及び啓発活動等を行う。

### ③資源再利用奨励補助金交付制度

市登録の約220団体により、年間4千数百トンの廃棄物(新聞、雑誌、段ボール、紙パック、繊維、金属、生きびん)が市民の自主的な活動により資源化されている。今後もこれらの活動を継続的に支援していく。

### ④リサイクルプラザの活用

平成11年度に開設したリサイクルプラザにおいて、廃棄物の減量化、資源化について市民への啓発、調査研究を行う。また各種ボランティアグループの育成を図る。

廃棄物として収集した物のなかから、修理等を行い再利用が可能なものについては、リサイクルプラザで販売し、減量化、再利用の普及を図っていく。

マイバック運動や「1人1日100gごみ減量運動」のさらなる推進を図る。

### ⑤施設見学の受け入れ

クリーンセンター及びリサイクルプラザには、年間2千数百人の人々が施設見学等に来場する。このような機会をとらえ、各家庭でのごみの減量化、分別、出し方について啓発していく。

### ⑥受託研修の受け入れ

教員や中学生を研修生として受け入れ、不法投棄廃棄物の回収、分別等を実体験してもらう。清掃行政の現状を伝え、日常の中のごみに対する意識を醸成する。

### ⑦分別の徹底

約千品目にわたるごみの分別やごみの分け方・出し方をまとめた冊子「ごみチャンネル」を平成14年度に作成し、各家庭に配布した。今後も定期的に発行し、活用を促し分別意識の高揚を図る。

### ⑧簡易包装の推進

市民、商業者等により「簡易包装・マイバック推進キャンペーン」を実施する。簡易包装の商品購入やマイバック持参、リサイクル品の販売等を行いごみの排出抑制、減量化について啓発運動を展開する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、入間市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	資源ごみ [缶]
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器	資源ごみ [びん]
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	資源ごみ [紙パック類]
主として段ボール製の容器	資源ごみ [段ボール]
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器包装であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	資源ごみ [ペットボトル]
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源ごみ [プラスチック・ビニール類]

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
主としてスチール製の容器	152 t		153 t		153 t		153 t		153 t	
主としてアルミ製の容器	220 t		221 t		221 t		221 t		221 t	
無色のガラス製容器	(合計) 225 t		(合計) 226 t		(合計) 226 t		(合計) 226 t		(合計) 226 t	
	(引渡) 0t	(独自) 225t	(引渡) 0t	(独自) 226t	(引渡) 0t	(独自) 226t	(引渡) 0t	(独自) 226t	(引渡) 0t	(独自) 226t
茶色のガラス製容器	(合計) 248 t		(合計) 249 t		(合計) 249 t		(合計) 249 t		(合計) 249 t	
	(引渡) 234t	(独自) 14t	(引渡) 235t	(独自) 14t	(引渡) 235t	(独自) 14t	(引渡) 235t	(独自) 14t	(引渡) 235t	(独自) 14t
その他の色のガラス製容器	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	40t		40t		40t		40t		40t	
主として段ボール製の容器	1,516t		1,521t		1,521t		1,521t		1,521t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 448 t		(合計) 449 t		(合計) 449 t		(合計) 449 t		(合計) 449 t	
	(引渡) 0t	(独自) 448t	(引渡) 0t	(独自) 449t	(引渡) 0t	(独自) 449t	(引渡) 0t	(独自) 449t	(引渡) 0t	(独自) 449t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2,213 t		(合計) 2,223 t		(合計) 2,229 t		(合計) 2,229 t		(合計) 2,229 t	
	(引渡) 2,213 t	(独自) 0 t	(引渡) 2,223 t	(独自) 0 t	(引渡) 2,229 t	(独自) 0 t	(引渡) 2,229 t	(独自) 0 t	(引渡) 2,229 t	(独自) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

別添の参考資料を参照

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制で行う。缶、びんについては、古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）、ペットボトルを資源ごみとして分別収集を実施している。  
その他のプラスチック製容器包装（白色トレイ含む）については、現在、中間処理の民間委託等を考慮し、法に従った処理を行っている。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類 [飲料用・くだもの用缶] 不燃ごみ [その他の缶]	委託業者 による 定期収集	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		民間業者
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市	
	白色発砲スチロールトレイ製食品トレイ及びその他のプラスチック製容器包装	プラスチック・ビニール類	民間業者	

## 1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当市では、缶（スチール、アルミ）、びん（無色ガラス、茶色ガラス、その他のガラス）は、総合クリーンセンター内で選別処理等を行う。紙（紙パック、段ボール）については、収集後、直接業者に売却する。ペットボトルについては、収集後、宮寺清掃センターを保管場所として、搬出する。プラスチック・ビニール類については、収集後の中間処理を民間業者に委託する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール製容器	缶 [飲料用・くだもの用缶]	透明袋	2 t パッカー車	A
		不燃ごみ [その他の缶]	透明袋	2 t パッカー車	B
	アルミ製容器	缶 [飲料用・くだもの用缶]	透明袋	2 t パッカー車	A
		不燃ごみ [その他の缶]	透明袋	2 t パッカー車	B
ガラス	無色のガラス製容器	びん	透明袋	2 t 平ボディ車	C
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙	飲料用紙製容器	紙パック	紐で縛る	2 t 平ボディ車	D
	段ボール	段ボール	紐で縛る	2 t 平ボディ車	D
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	透明袋	2 t パッカー車	E
	白色発砲スチロールトレイ製食品トレイ及びその他のプラスチック製容器包装	プラスチック・ビニール類	透明袋	2 t パッカー車	F

中 間 処 理	
A	総合クリーンセンター ○空缶処理施設 能力 5 t / 5 h バンカ→スチール/アルミ選別機→圧縮成型→保管
B	総合クリーンセンター ○不燃ごみ処理施設 能力 40 t / 5 h (粗大ごみ併用) バンカ→手選別→スチール/アルミ/可燃/不燃選別ライン→圧縮→保管
C	総合クリーンセンター ○空びん処理施設 能力 12 t / 5 h バンカ→手選別→破砕→保管
D	直接売却
E	宮寺清掃センター ○保管選別施設 ストックヤード→搬出
F	保管場所 (民間業者) ○保管施設 ストックヤード→搬出 (民間委託による選別処理等)

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)

(1) 分別収集計画については、平成17年度に策定した一般廃棄物処理基本計画 (平成18年度～32年度の15年間) に基づき適正な処理を行い、実情等の動向を注視しながら計画を実行していく。

(2) 容器包装廃棄物に着目したごみ質分析等を行い、分別の状況を的確に分析し、発生量の把握及び分別の精度の向上の基礎資料とする。

容器包装廃棄物積算基礎(第8条第2項第1号)関係

分別収集する容器包装廃棄物の種類			16		17		18		
			(t)	D2%	(t)	D2%	(t)	D2%	
スチール缶	内訳	市収集量(t)	169.2	0.7	154.5	0.7	134.5	0.7	
		不燃ごみ中のスチール缶の量	発生源(t)		795.1		761.8		821.8
			発生率(%)		30.0		30.0		30.0
			予測量(t)		④=②×③		238.5		246.5
		第8条第2項第1号(t)	⑤=①+④		407.7		383.0		381.0
アルミ缶	内訳	市収集量(t)	190.0	0.4	206.9	0.4	202.7	0.4	
		集団回収量(t)	22.0		18.9		20.5		
		不燃ごみ中のアルミ缶の量	発生源(t)		64.0		52.0		48.9
			発生率(%)		70.0		70.0		70.0
			予測量(t)		⑤=③×④		44.8		36.4
第8条第2項第1号(t)	⑥=①+②+⑤	256.8	262.2	257.4					
無色ガラス	内訳	手選別量(t)	237.8	0.4	225.7	0.4	212.4	0.4	
		生きびん中の白カレットの量	発生源(t)		24.2		21.0		16.0
			発生率(%)		50.0		50.0		50.0
			予測量(t)		④=②×③		12.1		10.5
第8条第2項第1号(t)	⑤=①+④	249.9	236.2	220.4					
茶色ガラス	内訳	手選別量(t)	239.5	0.4	247.0	0.4	215.8	0.4	
		集団回収量(t)	15.9		14.8		12.5		
		生きびん中の茶カレットの量	発生源(t)		24.2		21.0		16.0
			発生率(%)		30.0		30.0		30.0
			予測量(t)		⑤=③×④		7.3		6.3
第8条第2項第1号(t)	⑥=①+②+⑤	262.7	268.1	233.1					
その他ガラス	内訳	手選別量(t)	749.5	1.4	723.3	1.3	716.0	1.3	
		生きびん中のその他カレットの量	発生源(t)		24.2		21.0		16.0
			発生率(%)		20.0		20.0		20.0
			予測量(t)		④=②×③		4.8		4.2
第8条第2項第1号(t)	⑤=①+④	754.3	727.5	719.2					
飲料用紙パック	内訳	市収集量(t)	20.9	0.5	21.5	0.5	18.4	0.5	
		集団回収量(t)	20.9		20.9		20.1		
		可燃ごみ中の飲料用紙パックの量	発生源(t)		38,435.1		39,328.6		38,198.4
			発生率(%)		0.70		0.70		0.70
			予測量(t)		⑤=③×④		269.0		275.3
第8条第2項第1号(t)	⑥=①+②+⑤	310.8	317.7	305.9					
段ボール	内訳	市収集量(t)	668.1	1.7	705.7	1.7	720.0	1.8	
		持込量(t)	145.2		130.6		142.2		
		集団回収量(t)	724.0		659.4		648.5		
		可燃ごみ中のダンボールの量	発生源(t)		38,435.1		39,328.6		38,198.4
			発生率(%)		0.20		0.20		0.20
予測量(t)	⑥=④×⑤		76.9	78.7					
第8条第2項第1号(t)	⑦=①+②+③+⑥	1,614.2	1,574.4	1,587.1					
その他の紙製容器包装	D2×%	発生源(t)	51,141.2	4.3	52,537.4	4.2	51,544.2	4.2	
		発生率(%)	4.3		4.3		4.3		
		予測量(t)	③=①×②		2,199.1		2,259.1		2,216.4
		第8条第2項第1号(t)	④=③		2,199.1		2,259.1		2,216.4
ペットボトル	内訳	市収集量(t)	454.6	0.9	455.7	0.9	431.7	0.9	
		可燃ごみ・ビニプラ中のペットボトルの量	発生源(t)		38,435.1		39,328.6		38,198.4
			発生率(%)		0.1		0.1		0.1
			予測量(t)		④=②×③		38.4		39.3
第8条第2項第1号(t)	⑤=①+④	493.0	495.0	469.9					
白色トレイ	D2×%	発生源(t)	51,141.2	0.7	52,537.4	0.7	51,544.2	0.6	
		発生率(%)	0.7		0.7		0.7		
		予測量(t)	③=①×②		358.0		367.8		360.8
		第8条第2項第1号(t)	④=③		358.0		367.8		360.8
その他のプラスチック製容器包装(白色トレイを含まない)	内訳	プラ・ビニ中	発生源(t)	2,192.5	9.3	2,229.9	9.2	2,263.0	9.3
			発生率(%)	95.0		95.0		95.0	
			予測量(t)	③=①×②		2,082.9		2,118.4	
		可燃ごみ中	発生源(t)	38,435.1		39,328.6		38,198.4	
			発生率(%)	7.0		7.0		7.0	
予測量(t)	⑥=④×⑤	2,690.5	2,753.0	2,673.9					
第8条第2項第1号(t)	⑦=③+⑥	4,773.4	4,871.4	4,823.8					

容器包装廃棄物積算基礎(第8条第2項第4号)関係

19	20	21	22	23	24
152	152	153	153	153	153
152	152	153	153	153	153
200	200	201	201	201	201
20	20	20	20	20	20
220	220	221	221	221	221
225	225	225	226	226	226
225	225	225	226	226	226
234	234	235	235	235	235
14	14	14	14	14	14
248	248	249	249	249	249
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
20	20	20	20	20	20
20	20	20	20	20	20
40	40	40	40	40	40
698	699	701	701	701	701
139	139	140	140	140	140
677	678	680	680	680	680
1,514	1,516	1,521	1,521	1,521	1,521
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
447	448	449	449	449	449
447	448	449	449	449	449
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
2,200	2,213	2,223	2,229	2,229	2,229
2,200	2,213	2,223	2,229	2,229	2,229

